

令和元年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の令和元事業年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、監査室、経営企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人都市再生機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。子法人については、担当部から事業の報告を受けるとともに、必要に応じ子法人の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図った（別紙参照）。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表、決算報告書及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 機構の内部統制システムの整備及びその運用についての意見

独立行政法人都市再生機構業務方法書に基づく内部統制システムに関する規程等の整備、体制の整備及びその運用に関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表、決算報告書及び連結財務諸表に係る会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 報酬水準及び給与水準の妥当性

理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準については、機構による妥当性の検証手法を監査したところ、適切であると認める。

2 調達等合理化の取組の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月総務大臣決定）に基づき、「令和元年度調達等合理化計画」を策定しており、入札及び契約手続の透明性の確保、公正な競争の確保及び不正行為等の排除等のための取組みについて適切に

実施されていることを認める。

3 保有資産の見直し

事務所、職員宿舍、その他の保有資産について、着実に見直しを行っていることを認める。

令和2年6月18日

独立行政法人都市再生機構

監事 吉田 滋 印

監事 上澤 秀仁 印

監事 頼 あゆみ 印

※ 上記は、当機構が「令和元年度監事監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は機構が別途保管しております。

令和元年度監事監査実施概要

1 定期監査

監査対象	実施日
本社	令和元年7月4日～17日（第1回） 令和2年1月31日～2月21日（第2回）
宮城震災復興支援本部	令和元年9月2日～3日
岩手震災復興支援本部	令和元年9月4日～6日
福島震災復興支援本部	令和元年9月18日～19日
中部支社	令和元年9月24日～27日
東日本賃貸住宅本部	令和元年10月2日～11日
北海道エリア経営センター（東日本賃貸住宅本部） 北海道まちづくり支援事務所（東日本都市再生本部）	令和元年10月16日～18日
西日本支社	令和元年10月28日～11月1日
東日本都市再生本部	令和元年11月11日～19日
九州支社	令和元年11月25日～29日

2 主な現地監査地区

本部等名	現地監査地区等
宮城震災復興支援本部 （一部、東日本都市再生本部所掌分を含む）	仙台市あすと長町地区（東日本都市再生本部所掌）、南三陸復興支援事務所、南三陸町志津川地区、気仙沼復興支援事務所、気仙沼市南気仙沼地区・鹿折地区
岩手震災復興支援本部	陸前高田復興支援事務所、陸前高田市高田地区・今泉地区、大船渡復興支援事務所、大船渡市大船渡駅周辺地区、釜石復興支援事務所、鶴住居職員宿舎、釜石市片岸地区・鶴住居地区、山田復興支援事務所、山田町山田地区、宮古市田老地区、盛岡市南青山地区
福島震災復興支援本部 （一部、東日本都市再生本部所掌分を含む）	いわきニュータウン（東日本都市再生本部所掌）、大熊町大川原地区・下野上地区、双葉町双葉駅西側第一地区・中野地区、浪江町棚塩地区・中心市街地
中部支社	大垣市郭町東西街区、大垣駅北口地区、新清州駅北地区、高蔵寺ニュータウン・高蔵寺駅・中央台団地・岩成台団地、豊成団地、豊明団地、知立市西新地地区、UR賃貸ショップ有松駅前、名古屋駅周辺地区、納屋橋東地区、錦二丁目地区
東日本賃貸住宅本部	千葉幸町団地、高島平団地、田島団地、朝霞浜崎団地、品川八潮パークタウン潮路北第二ハイツ、品川シーサイドビュートワー、ひばりが丘パークヒルズ、ひばりが丘団地、浜見平団地、辻堂団地
北海道エリア経営センター （東日本賃貸住宅本部所掌） 北海道まちづくり支援事務所 （東日本都市再生本部所掌）	さっぽろ創世スクエア、五輪団地、あけぼの団地、澄川団地、新木の花団地、菊水三条団地、東札幌六条団地、円山北町団地、琴似第二市街地住宅、琴似第一市街地住宅、花川中央団地、薄野市街地住宅、北広島ボールパーク予定地、北広島北進町団地、北広島若葉町団地、北広島駅前市街地住宅

西日本支社	福山駅周辺地区、中国まちづくり支援事務所、広島駅周辺地区、広島市中心市街地、海南省中央公園・防災公園、泉北ニュータウン・泉北泉ヶ丘駅周辺地区、堺市大和川左岸（三宝）地区、森之宮第二団地、HAT神戸・灘の浜、フレール三宮東
東日本都市再生本部	弥生町三丁目周辺地区、中野駅前地区・中野三丁目・中野四丁目新北口駅前、南池袋現地連絡事務所、南池袋二丁目C地区、東池袋四・五丁目地区、造幣局地区、東池袋一丁目駅前地区、北青山地区、大手町地区、葛城地区・中根金田台地区、研究学園都市地区（つくば駅前エリア）、羽田空港跡地地区
九州支社 （一部、本社所掌分を含む）	経理BPOセンター（本社所掌）、熊本震災復興支援室、益城中央被災市街地地区、益城町広安永地区・広安馬水地区・広安西B工区地区、宇城市豊野町響原地区、御船町一丁目地区、荒尾駅周辺拠点地区、六本松九大跡地地区、城内地区、渡辺通駅北地区、箱崎九大キャンパス跡地地区、日の里団地、アーベイン東比恵駅前、アーベイン博多駅前ファースト
その他	信州地域デザインセンターほか

3 理事長・役員等との定期的会合

内容	実施日
理事長との意見交換	令和元年5月22日、12月24日、令和2年3月24日、5月28日
役員等との意見交換	令和2年2月25日～3月23日

4 子法人等の役員との情報交換等

内容	実施日
関係会社監査役との意見交換会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催（令和2年6月）

5 会計監査人との連携

内容	実施日
会計監査人選任あいさつ	令和元年11月6日
令和元年度会計監査計画の説明及び意見交換	令和2年1月20日
日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の結果の報告及び意見交換	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面によるやりとりを実施（令和2年3月～4月）
会計監査人の期中監査への立会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
令和元年度会計監査の中間報告及び意見交換	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面によるやりとりを実施（令和2年4月～5月）
会計監査人の期末監査への立会	令和2年5月18日、6月4日
令和元年度会計監査に係る理事者確認書について説明	令和2年6月16日
令和元年度会計監査結果の報告	令和2年6月17日

以上